

経済的支援の取組

犯罪被害者やそのご家族の方は、高額な医療費の負担や収入の途絶などにより、経済的に困窮することが少なくありません。
こうした犯罪被害者等に対し、一定の要件に基づき、経済的支援を行っています。

無料法律相談の実施

「オールおおさか被害者サポート(被害者支援調整会議)」(6ページ参照)の支援対象者に対して、被害者支援に精通した弁護士による無料法律相談を実施します。

対象者	「オールおおさか被害者サポート(被害者支援調整会議)」の支援対象者(ただし、国、市町村、法テラス、弁護士会等の無料法律相談を利用した場合は対象外となります)
実施内容	刑事裁判、民事裁判、示談等に係る相談
上限	1回につき1事件、1時間30分まで
利用方法	希望される場合は計画作成責任者(大阪被害者支援アドボカシーセンター)を通じてお申込みください

再提訴費用の助成

民法では、民事裁判で確定した損害賠償請求権の時効を10年と定めていますが、時効成立を免れるため、再び裁判を起こす場合の費用は、被害者側の負担となっています。その負担を少しでも軽減するために、一定の要件に基づき、大阪府が助成します。

